

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当の日に休むときは翌日)

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第二十四号

昭和三十五年十二月鳥取県公安委員会告示第十三号(道路の交通に関する規制について)の一部を次のように改正し、昭和四十二年五月九日から施行する。

昭和四十二年五月九日

鳥取県公安委員会委員長 沢 住 辰 蔵

8の項中

“ 上道町一、九〇三番地の一地先

一

を

“ 上道町一、九〇三番地の一地先十字路

四

に改める。

鳥取県公安委員会告示第二十五号

道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第四条第一項の規定に基づき、信号機を次の場所に設置する。

昭和四十二年五月九日

鳥取県公安委員会委員長 沢 住 辰 蔵

設置場所

県道境港線及び市道弥生町高等学校線の接合点である境港市上道町一、九〇三番地の一地先十字路

告示

鳥取県告示第三百三十三号

昭和四十二年三月鳥取県告示第二百二号(鶏等の移入を禁止する区域の指定について)の一部を次のとおり改正する。

昭和四十二年五月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

「岡山県 兵庫県 神奈川県 宮崎県 愛知県」を

「岡山県 兵庫県 神奈川県 宮崎県 愛知県 静岡県」に改める。